

浜田市不妊不育症治療費助成のご案内

令和4年4月から、「人工授精」「体外受精」「顕微授精」が保険適用になりました。

浜田市では、不妊治療・不育症治療を受けている方の経済的な負担を軽減するため、保険診療の自己負担部分(3割相当)や、保険診療外治療費について助成を行います。



<助成内容>

一般不妊治療費

(タイミング療法・排卵誘発法・人工授精等・・・保険診療) 年齢制限なし

上限 15万円/年 (最初の受診日から3年間) 助成イメージ①

生殖補助医療費

(体外受精・顕微授精等・・・保険診療又は保険診療外) 女性年齢 43歳未満

診療の種類	助成額
保険診療のみ 助成イメージ①	上限 12万5千円/回
保険診療と先進医療の併用 助成イメージ② (先進医療は県の助成額を除く)	
混合診療 助成イメージ③ (先進医療以外を併用した治療)	上限 36万円/回

対象年齢(回数)

※1子につき

40歳未満(通算6回)

40~43歳未満(通算3回)

※治療期間初日の女性の年齢

不育症治療費

(不育症治療にかかる内服・注射・・・保険診療又は保険診療外) 年齢制限なし

上限 5万円/回 助成イメージ①又は④又は①+④

<助成のイメージ①~④>

■…浜田市の助成対象

■…県の助成対象

①保険診療のみ

保険(7割)	自己負担(3割) 高額療養費適用
--------	---------------------

(費用例)

体外受精(1回目)を実施し、治療費が50万円かかった場合 **助成イメージ①**

・自己負担額(3割): 15万円
※自己負担額のうち、高額療養費適用部分を除いた額に対して助成します。

②保険診療と先進医療の併用

保険(7割)	自己負担(3割) 高額療養費適用	+	先進医療 (全額自己負担) 県助成 (上限5万円/回)
--------	---------------------	---	--------------------------------------

国が指定した医療機関が必要と認めた治療に限る

③混合診療 (先進医療以外の治療を併用)

保険診療 (全額自己負担)	+	先進医療 (全額自己負担)	+	先進医療以外の治療 (全額自己負担)
------------------	---	------------------	---	-----------------------

④保険診療外治療

保険診療外 (全額自己負担)

※③混合診療の場合、保険適用とならず全額自己負担になります。

<お問合せ先>・浜田市子育て世代包括支援センター (〒697-0016 浜田市野原町 859-1)

☎(0855)22-1253 Email:sukusuku@city.hamada.lg.jp

・金城支所市民福祉課

☎(0855)42-1235

・旭支所市民福祉課

☎(0855)45-1435

・弥栄支所市民福祉課

☎(0855)48-2656

・三隅支所市民福祉課

☎(0855)32-2806